

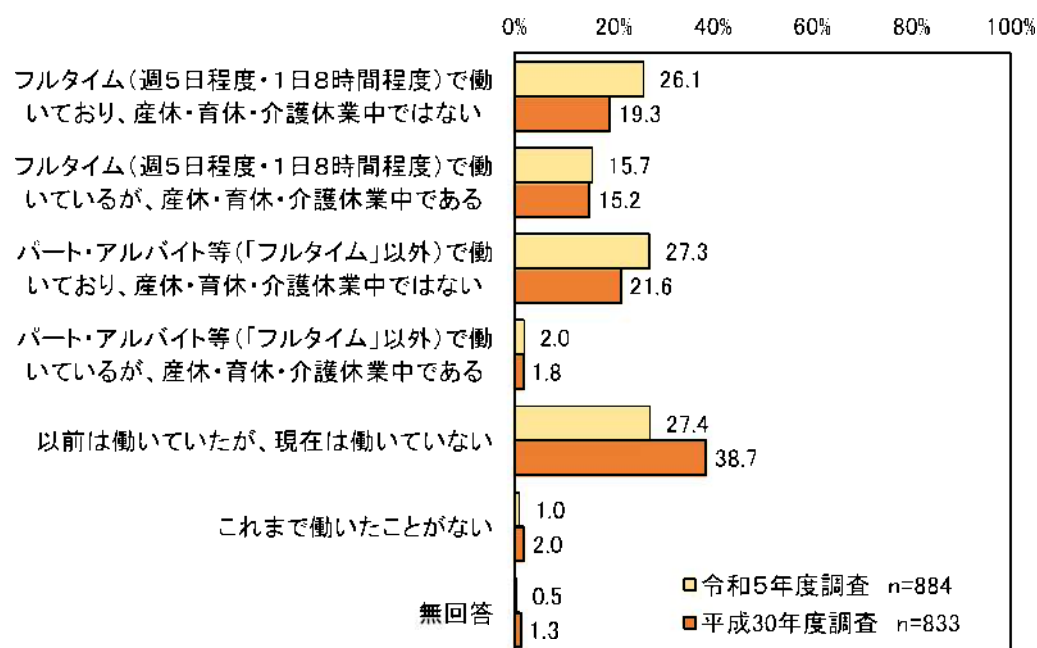
(2) アンケート調査結果の概要

○母親の就労

就学前児童の母親の就労状況について、「現在働いている（育休・産休含む）」の割合が、前回計画策定時の平成30年度調査結果（以降「前回調査結果」という）と比べると増加しており、特に「フルタイム（育休・産休ではない）」は6.8ポイント、「パートタイム（育休・産休ではない）」は5.7ポイント増加しています。

一方、「以前は働いていたが現在は働いていない」・「これまでは働いたことがない」の割合はともに減少しています。このことから、前回調査時に比べて女性就業率が高まっていることがうかがえます（図表2-22）。

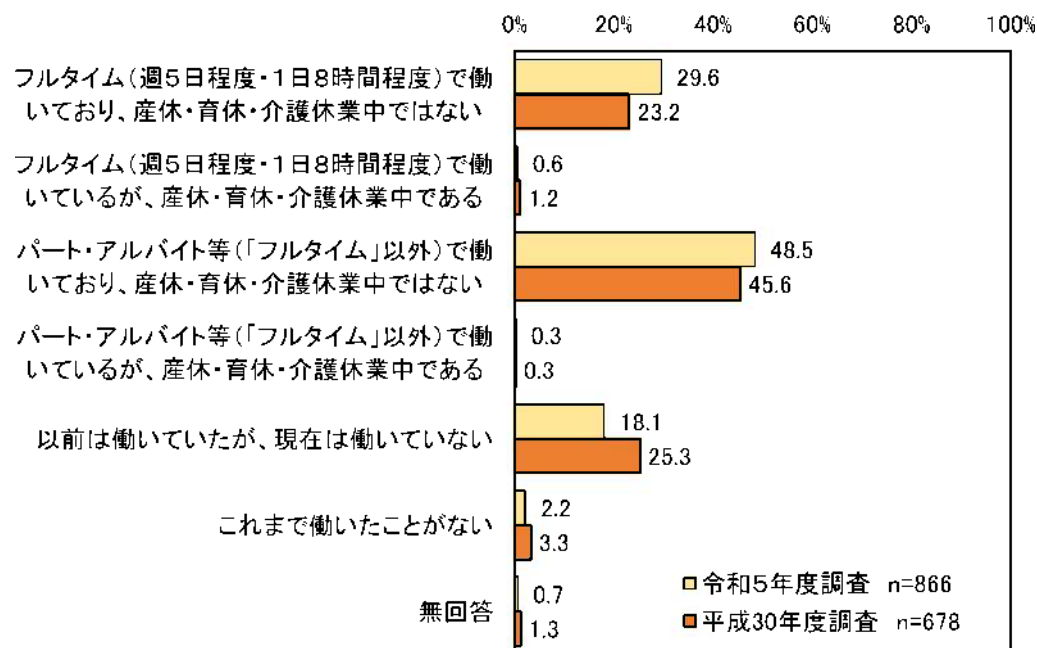
【図表2-22 母親の就労状況（就学前児童）】



小学生の母親の就労状況について、「現在働いている（育休・産休含む）」の割合が、前回計画策定時の前回調査結果と比べると増加しており、特に「フルタイム（育休・産休ではない）」は6.4ポイント、「パートタイム（育休・産休ではない）」は2.9ポイント増加しています。

一方、「以前は働いていたが現在は働いていない」・「これまでは働いたことがない」の割合はともに減少しています。このことから、前回調査時に比べて女性就業率が高まっていることがうかがえます（図表2-23）。

【図表2-23 母親の就労状況（小学生）】



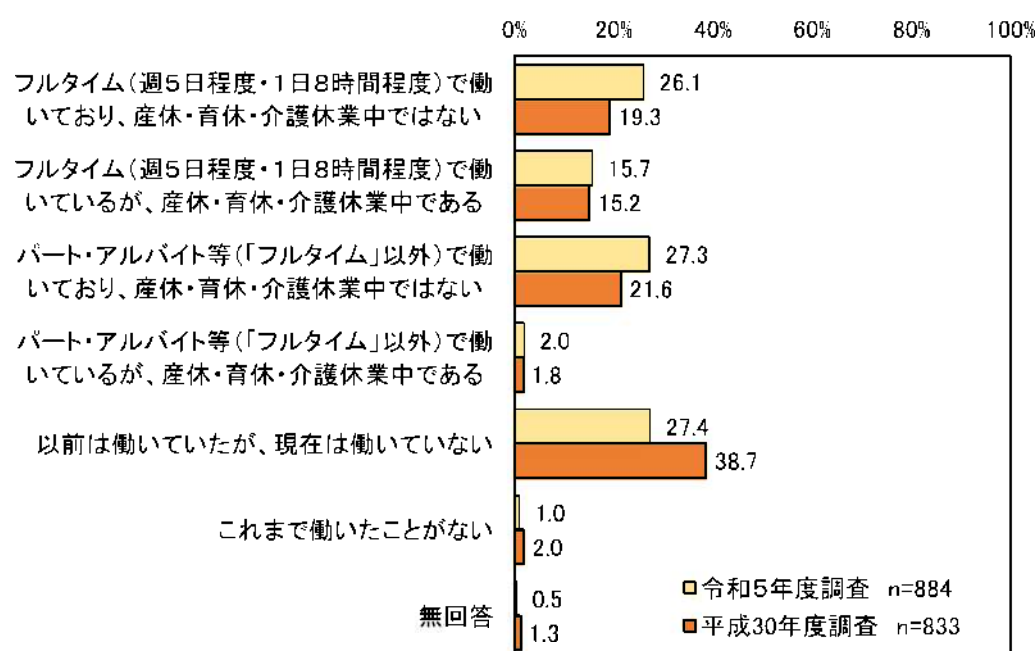
(2) アンケート調査結果の概要

○母親の就労

就学前児童の母親の就労状況について、「現在働いている（育休・産休含む）」の割合が、前回計画策定時の平成30年度調査結果（以降「前回調査結果」という）と比べると増加しており、特に「フルタイム（育休・産休ではない）」は6.8ポイント、「パートタイム（育休・産休ではない）」は5.7ポイント増加しています。

一方、「以前は働いていたが現在は働いていない」・「これまでは働いたことがない」の割合はともに減少しています。このことから、前回調査時に比べて**母親の就業率**が高まっていることがうかがえます（図表2-22）。

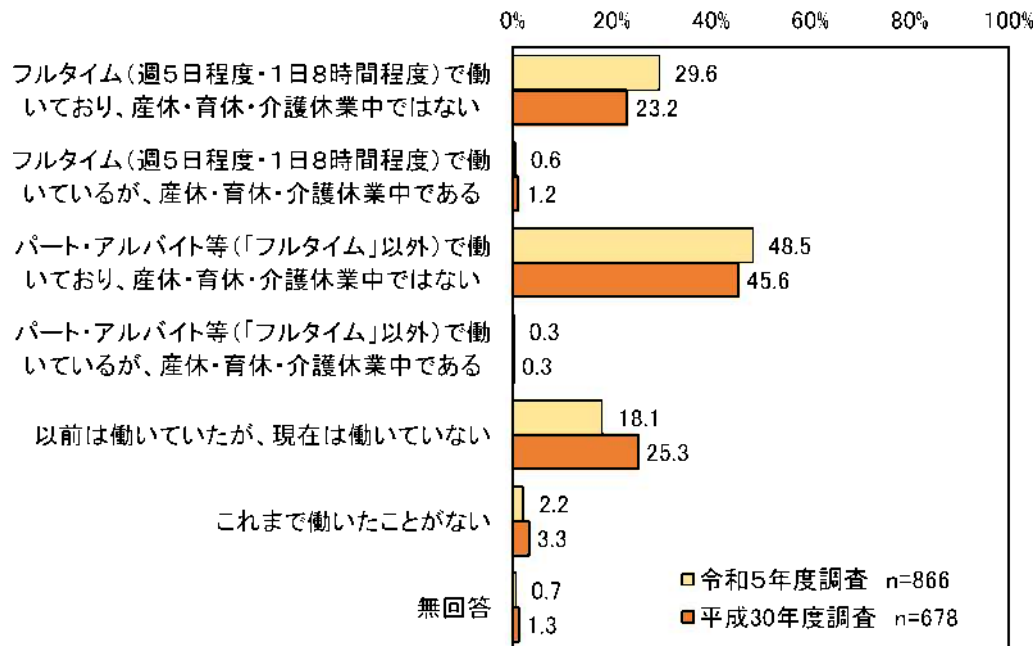
【図表2-22 母親の就労状況（就学前児童）】



小学生の母親の就労状況について、「現在働いている（育休・産休含む）」の割合が、前回計画策定時の前回調査結果と比べると増加しており、特に「フルタイム（育休・産休ではない）」は6.4ポイント、「パートタイム（育休・産休ではない）」は2.9ポイント増加しています。

一方、「以前は働いていたが現在は働いていない」・「これまでは働いたことがない」の割合はともに減少しています。このことから、前回調査時に比べて**母親の就業率**が高まっていることがうかがえます（図表2-23）。

【図表2-23 母親の就労状況（小学生）】



施策の柱3 仕事と子育てを両立するための環境整備

夫婦共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、子育てを行う親が性別に関わりなく家庭と仕事を両立しやすい環境づくりを推進することが求められています。このことについて市民一人ひとりが理解を深めることができるよう、広報紙・ホームページ、講座を通じた周知、広報及び啓発等を行います。

男女が共に子育てに参加することへの支援

男女が共に子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るため、広報紙・ホームページ等によりワーク・ライフ・バランスについて周知、広報を行うとともに、父親の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。これらの施策は、第4次長久手市男女共同参画基本計画に基づいて推進します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
31	男性の育児参加の推進	○育児・介護休業制度等について親子母子健康手帳交付時に周知・広報を行うほか、パパママ教室等で男性の育児参加について啓発を行います。	親子母子健康手帳交付人数 509人	親子母子健康手帳交付人数 484人	子ども家庭課
32	男女共同参画の推進	○第4次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案等に基づき、同計画に基づく施策を実施します。	男女共同参画推進部会 開催数1回	男女共同参画推進部会 開催数1回	子ども家庭課、観光商工課

施策の柱3 仕事と子育てを両立するための環境整備

夫婦共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、子育てを行う親が性別に関わりなく家庭と仕事を両立しやすい環境づくりを推進することが求められています。このことについて市民一人ひとりが理解を深めることができるよう、広報紙・ホームページ、講座を通じた周知、広報及び啓発等を行います。

男女が共に子育てに参加することへの支援

男女が共に子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るため、広報紙・ホームページ等によりワーク・ライフ・バランスについて周知、広報を行うとともに、父親の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。これらの施策は、第4次長久手市男女共同参画基本計画に基づいて推進します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
31	男性の育児参加の推進	○育児・介護休業制度等について親子母子健康手帳交付時に周知・広報を行うほか、パパママ教室等で男性の育児参加について啓発を行います。	親子母子健康手帳交付時の啓発人数 509人	親子母子健康手帳交付時の啓発人数 484人	子ども家庭課
32	男女共同参画の推進	○第4次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案等に基づき、同計画に基づく施策を実施します。	男女共同参画推進部会 開催数1回	男女共同参画推進部会 開催数1回	子ども家庭課、観光商工課

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
46	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。	遺児手当 受給者数 【愛知県】 137人 【長久手】 400人	遺児手当 受給者数 【愛知県】 130人 【長久手】 400人	子ども家庭課
47	児童扶養手当の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。	受給者数 219人	受給者数 225人	子ども家庭課
48	児童手当の支給	○家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童の養育者に対して、児童手当を支給します。	受給者数 5,388人	受給者数 7,800人	子ども家庭課
49	子ども医療費の支給	○高校卒業までの児童等が病気などで病院等を受診したときに医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 13,167人	受給者数 13,167人	保険医療課
50	母子・父子家庭医療費の支給	○母子または父子家庭等の18歳以下の児童等の母、父及び児童の医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 611人	受給者数 611人	保険医療課
(再掲)	保育料の軽減	○育児・介護休業制度等について親子健康手帳交付時に周知・広報を行うほか、パパママ教室等で男性の育児参加について啓発を行います。	軽減実人数 20人	軽減実人数 18人	子ども未来課
(再掲)	児童クラブ利用料の軽減	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。	実施	対象に市町村民税が非課税世帯を追加及びきょうだい割を実施（R6年度から実施）	子ども未来課
51	生活困窮者自立支援事業の実施	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。今期も継続して実施します。	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	福祉課、 子ども家庭課
52	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	○ハローワークと連携して就業支援を実施します。	相談件数 17件	相談件数 15件	福祉課、 子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
46	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。 ※愛知県は所得制限等がありますが、長久手市はありません。	【愛知県遺児手当受給者数】 137人 【長久手市遺児手当受給者数】 400人	【愛知県遺児手当受給者数】 130人 【長久手市遺児手当受給者数】 400人	子ども家庭課
47	児童扶養手当の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。	受給者数 219人	受給者数 225人	子ども家庭課
48	児童手当の支給	○家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童の養育者に対して、児童手当を支給します。	受給者数 5,388人	受給者数 7,800人	子ども家庭課
49	子ども医療費の支給	○高校卒業までの児童等が病気などで病院等を受診したときに医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 13,167人	受給者数 13,167人	保険医療課
50	母子・父子家庭医療費の支給	○母子または父子家庭等の18歳以下の児童等の母、父及び児童の医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 611人	受給者数 611人	保険医療課
(再掲)	保育料の軽減	○市独自で、愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。	軽減実人数 20人	軽減実人数 18人	子ども未来課
(再掲)	児童クラブ利用料の軽減	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。	実施	対象に市町村民税が非課税世帯を追加及びきょうだい割を実施（R6年度から実施）	子ども未来課
51	生活困窮者自立支援事業の実施	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。今期も継続して実施します。	学習支援（中学生対象） 1か所、 生活・学習支援（小学生対象） 4か所	学習支援（中学生対象） 1か所、 生活・学習支援（小学生対象） 4か所	福祉課、子ども家庭課
52	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	○ハローワークと連携して就業支援を実施します。	相談件数 17件	相談件数 15件	福祉課、子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
46	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。	遺児手当 受給者数 【愛知県】 137人 【長久手】 400人	遺児手当 受給者数 【愛知県】 130人 【長久手】 400人	子ども家庭課
47	児童扶養手当の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。	受給者数 219人	受給者数 225人	子ども家庭課
48	児童手当の支給	○家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童の養育者に対して、児童手当を支給します。	受給者数 5,388人	受給者数 7,800人	子ども家庭課
49	子ども医療費の支給	○高校卒業までの児童等が病気などで病院等を受診したときに医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 13,167人	受給者数 13,167人	保険医療課
50	母子・父子家庭医療費の支給	○母子または父子家庭等の18歳以下の児童等の母、父及び児童の医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 611人	受給者数 611人	保険医療課
(再掲)	保育料の軽減	○育児・介護休業制度等について親子健康手帳交付時に周知・広報を行うほか、パパママ教室等で男性の育児参加について啓発を行います。	軽減実人数 20人	軽減実人数 18人	子ども未来課
(再掲)	児童クラブ利用料の軽減	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。	実施	対象に市町村民税が非課税世帯を追加及びきょうだい割を実施（R6年度から実施）	子ども未来課
51	生活困窮者自立支援事業の実施	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。今期も継続して実施します。	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	福祉課、 子ども家庭課
52	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	○ハローワークと連携して就業支援を実施します。	相談件数 17件	相談件数 15件	福祉課、 子ども家庭課

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
46	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。	遺児手当 受給者数 【愛知県】 137人 【長久手】 400人	遺児手当 受給者数 【愛知県】 130人 【長久手】 400人	子ども家庭課
47	児童扶養手当の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。	受給者数 219人	受給者数 225人	子ども家庭課
48	児童手当の支給	○家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童の養育者に対して、児童手当を支給します。	受給者数 5,388人	受給者数 7,800人	子ども家庭課
49	子ども医療費の支給	○高校卒業までの児童等が病気などで病院等を受診したときに医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 13,167人	受給者数 13,167人	保険医療課
50	母子・父子家庭医療費の支給	○母子または父子家庭等の18歳以下の児童等の母、父及び児童の医療費の自己負担額を支給します。	受給者数 611人	受給者数 611人	保険医療課
(再掲)	保育料の軽減	○市独自で、愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。	軽減実人数 20人	軽減実人数 18人	子ども未来課
(再掲)	児童クラブ利用料の軽減	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。	実施	対象に市町村民税が非課税世帯を追加及びきょうだい割を実施（R6年度から実施）	子ども未来課
51	生活困窮者自立支援事業の実施	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。今期も継続して実施します。	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	学習支援 (中学生対象) 1か所、 生活・学習支援 (小学生対象) 4か所	福祉課、 子ども家庭課
52	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	○ハローワークと連携して就業支援を実施します。	相談件数 17件	相談件数 15件	福祉課、 子ども家庭課